第三十二条第二項中「同法附則第15条第13項、第15項、第29項、第42項、第47項、第49項から第53項まで及び第57項」を「同法附則第15条第９項、第23項、第33項、第38項、第40項、第43項及び第46項」に改め、同条第三項中「第二項、第九項、第十二項、第十三項、第二十三項、第二十五項、第二十八項、第三十三項、第三十六項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十二項から第四十五項まで、第四十七項、第四十九項から第五十五項まで及び第五十七項」を「第１項、第五項、第八項、第九項、第十八項、第二十項、第二十六項、第三十項、第三十１項、第三十二項から第三十六項まで、第三十八項、第四十項、第四十１項及び第四十三項」に、「第十七項並びに」を「第十七項、」に改め、「第十項及び第十一項」の下に「並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第九号。以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十九項、第二十項、第二十二項及び第二十三項」を加える。

第三十四条中「額とする。」の下に「ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。」を加え、「2.4546」を「2.5323」に、「1.0180」を「0.9938」に、「地方税法の一部を改正する法律（平成18年法律第７号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第４号）」に、「3.09」を「3.00」に改める。

第三十七条の二第１号中「１・五三七」を「１・二八〇」に改める。

第三十七条の三中「１・九四五」を「〇・八１四」に改める。

第三十七条の四中「１・〇〇七」を「〇・七〇１」に改める。

第三十七条の四の二第１項中「1.118」を「0.937」に、「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

第三十七条の五中「〇・九四七」を「〇・九八三」に改める。

第三十七条の六中「地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律第三条に規定する自動車取得税減収補てん臨時交付金」を「減収補てん特例交付金のうち五百億円を特例交付金法第四条第五項の規定によつて各市町村の自動車取得税交付金減収見込額によりあん分した額（次号において「自動車取得税交付金減収補てん特例交付金」という。）」に、「0.7233」を「0.9279」に、「自動車取得税減収補てん臨時交付金」を「自動車取得税交付金減収補てん特例交付金」に改める。

第三十八条中「第七百条の四十九」を「第百四十四条の六十」に、「第十九条」を「第八条の五十五」に改め、「地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律第四条の規定によつて交付された軽油引取税減収補てん臨時交付金の額を加えた額に、」を削る。

第三十九条を次のように改める。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

第三十九条　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第１号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第１号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九五三を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九三三を乗じて得た額

第四十条中「一・〇四五」を「〇・九四三」に改める。

第四十条の二中「１・〇二六」を「〇・九九五」に改める。

第四十条の三中「〇・九一一」を「〇・九四五」に改める。

第四十条の四中「１・〇五九」を「〇・九七五」に改める。

第四十七条第１項中「平成十七年四月１日以降」を「平成十七年四月１日から平成二十二年三月三十１日まで」に改め、同条第二項中「49,505」を「45,455」に、「2.475」を「2.273」に、「297,030」を「272,727」に、「314,136」を「272,727」に、「当該年度の前５年度の４月２日から当該年度の４月１日まで」を「平成17年４月２日から平成22年３月31日まで」に改め、同条第四項を次のように改める。

４　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=11}^{19}(B_n \times C_n)}{A \times 2{,}200円} \times 0.15$$

算式の符号

A　新市町村の人口

B_n　合併市町村まちづくり推進事業の事業費に充てるため平成ｎ年度において発行を許可された地域総合整備事業債の許可額

C_{11}　＝0.092

C_{12}　＝0.091

C_{13}　＝0.092

C_{14}　＝0.089

C_{15}　＝0.095

C_{16}　＝0.096

C_{17}　＝0.101

C_{18}　＝0.101

C_{19}　＝0.018

ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.018

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.018

第四十八条第１項算式を次のように改める。

算式

$$(A-B) \times \alpha + B$$

第四十九条第二十１号中「国政調査令」を「国勢調査令」に改め、同条第三項第三号中「施設入所支援等実支給決定者数を算定前年度の合併関係市町村ごとの知的障害者援護措置者数」を「障害者福祉サービス利用者数を算定前年度の合併関係市町村の当該数値（ただし、平成二十年四月二日から平成二十二年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設入所支援利用者（新体系）、平成十九年四月二日から平成二十年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の施設訓練等支援費支給決定者数、平成十九年四月一日までに合併を行つた場合においては、算定前年度の知的障害者支援措置人員）」に、「修正後児童数及び」を「修正後子ども数（従来分）、修正後子ども数（地方公務員分）、修正後子ども数（被用者・非被用者分）及び」に改め、「密度補正Ⅱ係数は、修正後児童数にあつては合併関係市町村ごとの人口によつてあん分して算出した数値を用いて算定するものとし」を削り、同項第四号中「第二十二項」を「第二十項」に改め、「「都市計画費」及び「公園費」に係る投資補正係数は、当該新市町村の土地価格比率の算定に用いる土地決定価格総額及び土地評価総地積を算定初年度においては分別し、算定初年度の次年度以降においては算定初年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつてそれぞれあん分して算定するものとし」を削り、「(1)、(2)及び(3)」を「(1)、(2)、(3)及び(4)」に改める。

第五十条第１項第八号中「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第五十三条第１項中「市町村の合併の特例に関する法律」を「合併新法、合併特例法」に改める。

附則第三条第四項中「平成二十１年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

６　当分の間、第五条第１項の表第五十号に規定する各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額は、当該額から総務大臣が修正すべきものと認めた額を控除した額とする。

附則第四条第二項の表第三号中「昭和五十三年度補正予算債」を削り、「及び平成二十年度補正予算債」を「、平成二十年度補正予算債及び平成二十１年度補正予算債」に改める。